

原議保存期間	5年(平成36年3月31日)
有効期間	一種(平成36年3月31日)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙地発第18号
警察庁丙会発第62号
平成30年9月19日
警察庁生活安全局長
警察庁長官官房長

交番等における安全確保の一層の強化について（通達）

本日、宮城県内の交番において、早朝、見張勤務を行っていた地域警察官が、来所した男に刃物で襲われ、刺殺されるという事案が発生した。

最近、交番での在所勤務中などに刃物等による攻撃を受ける事件が連続的に発生しており、極めて憂慮される状況である。本年6月の富山市における拳銃奪取等事案の発生を受け、これまでも各都道府県警察において、交番等における安全確保に向けた取組を進めてきたところであるが、各都道府県警察にあっては、下記の事項に十分配慮し、交番等における安全確保の一層の強化を図られたい。

記

1 一層の警戒意識の保持

地域警察活動においては、通常攻撃を予期しにくい局面において不意に刃物等で襲撃されたり、拳銃の奪取を企図されたりする事案が発生するおそれがあることから、耐刃防護衣の常時着用に留意するとともに、いかなる状況下においても、不意の攻撃に対応出来るよう十分な間合いをとり、常に相手の動向を注視するなど、常時警戒意識を堅持すること。

2 状況に応じた適切な職務執行体制の確保

交番等での在所勤務中に襲撃される事案等の発生を防止するため、各交番等の警察事象、立地環境等を勘案して、警察官の複数配置・勤務体制の構築など、所要の人員配置に努めるとともに、状況に応じた適切な職務執行体制の確保に努めること。

3 交番等における施設面での安全確保等

交番等における襲撃事案の発生を防止する観点から、交番等において、装備資機材やカウンター等の配置、通用口の状況等を点検・確認し、交番等の勤務員が常に間合いを保持するとともに、事務室への不意の侵入を物理的に防止することができるよう、引き続き必要な措置を講ずること。